

令和 4 年 9 月 28 日

株式会社 **インボイス****「公共料金一括請求サービス」における  
インボイス制度への対応方針について**

日頃より、公共料金一括請求サービス(以下「OneVoice 公共」)をご利用頂き、誠にありがとうございます。  
2023 年 10 月より施行されるインボイス制度※1 に伴う、「適格請求書発行事業者」の登録が完了いたしましたのでご報告いたします。

## 記

- 弊社事業者登録番号:T6010401015920
  
- OneVoice 公共
  - ・ 「対象サービス料金」※2 については、立替払精算書を発行いたします。
  - ・ 「本サービス利用料金」※3 については、当社が適格請求書発行事業者として適格請求書発行いたします。

尚、適格請求書のレイアウト等の詳細は確定次第、順次各 Portal サイトまたは、お知らせ欄にてご案内申し上げます。正式リリースは来夏を予定しております。

インボイス制度に関する Q&A については次頁をご参照ください。

※1 インボイス制度 (国税庁)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

■OneVoice公共サービス約款

[https://gi.invoice.ne.jp/agreement/pdf/OneVoice\\_utility\\_Agreement.pdf](https://gi.invoice.ne.jp/agreement/pdf/OneVoice_utility_Agreement.pdf)

第3条(用語の定義)

※2 (6)「対象サービス利用料金」とは、事業者契約の対価として契約者に発生する利用料金のうち、対象サービスに関する料金をいいます。

※3 (7)「本サービス利用料金」とは、本約款によって本サービスを利用する対価として契約者に発生する料金をいいます。

---

**■インボイス制度に関するQ&A**

Q1:株式会社インボイスの事業者登録番号が知りたい。

A1:「T6010401015920」です。

Q2:OneVoice 公共は、なぜ立替金精算書を発行する対応なのですか？

A2:電気・水道・ガス等の対象サービス料金は、消費税も含め、そのままの金額を立替払いしているため、対象サービス料金については、立替金精算書を発行いたします。

Q3:立替金精算書には、どのような項目が記載されていますか？

A3:適格請求書発行事業者名称、事業者登録番号、対象金額、消費税相当額、税率など仕入税額控除に必要な項目を想定しております。

Q4:立替金精算書は OneVoice 公共の Portal サイトからダウンロードできますか？

A5:はい。いつもご利用頂いている OneVoice 公共の Portal サイトからダウンロードすることが可能です。

Q6:電子帳簿保存法への対応はどうなりますか？

A6:電子帳簿保存法の対応に必要なタイムスタンプを付与できる機能は実装する予定です。検索要件および保存要件についてはお客様側の対応が必要になります。

Q7:電気・水道・ガス会社の請求書の原本を保存する必要はありますか？

A7:いいえ。保存する必要はございません。OneVoice 公共の立替金精算書の保存を以って、仕入税額控除を行うことが可能なため、電気・水道・ガス会社の請求書の原本を保存する必要はございません。※1

※1 IV 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件\_問 78\_立替金\_(国税庁)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/ga/01-01.pdf#page=110>

Q8:事業者登録番号が無い「対象サービス利用料金」は、どのような表記になりますか？

A8:事業者登録番号が無い「対象サービス利用料金」は、仕入税額控除の経過措置の処理ができるように事業者登録番号の有無に分けて表記する予定です。

Q9:レイアウトや表記等の概要は、いつ頃に公開する予定ですか？

A9:来年(2023年)の6月頃を予定しています。

**【お問い合わせ】** Gi カスタマーセンター 電話:0120-888-448 (受付時間 平日 9:00~17:30)

---